

## 平成 2 2 年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

## ( 消 防 局 )

- 1 監査意見公表年月日  
平成 2 3 年 2 月 7 日 (広島市監査公表第 7 号)
- 2 包括外部監査人  
赤羽 克秀
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
平成 2 6 年 3 月 1 1 日 (広消施第 1 3 号)
- 4 監査のテーマ  
市有財産の有効活用について
- 5 監査の意見及び対応の内容

未利用地について (所管課：消防局施設課)					
監 査 の 意 見					対 応 の 内 容
No	財産名称	財産区分	所在地	地目	公簿面積 (㎡)
①	佐伯消防署美鈴が丘出張所予定地	行政	佐伯区美鈴が丘南三丁目1番2号	宅地	1,000.56
②	佐伯消防署藤の木出張所予定地	行政	佐伯区藤の木四丁目53番1号	宅地	358.73
③	佐伯消防署五月が丘出張所予定地	行政	佐伯区五月が丘五丁目6番3号	宅地	444.74
④	安佐北消防署久地出張所予定地	行政	安佐北区安佐町くすの木台4番1	宅地	1,245.16
<p>①から④について</p> <p>消防出張所を設置する必要性が数年前からなくなっているにもかかわらず、行政財産のままとなっている。消防局は、今後、現在の使用承認の状況を考慮し、庁内での利用調整を優先し、公共での利用が見込めない場合には売却等を行う方針である。</p> <p>いずれの土地も宅地開発により開発業者から寄附を受けた土地であり、地域住民の理解を得るために公的な目的で利用することが望ましい事情があることは理解できるが、駐車場や老人運動広場がその地域に必要であれば、使用承認という形ではなく、もっと早い段階で、庁内での利用調整を行い、所管を移してこれらの土地に対して公共での利用のために必要な整備を行うべきであったと思われる。</p> <p>寄附を受けてから相当の期間が経過しており、財産価値に見合った土地の有効活用という面からは、土地を売却して広島市の収入とし、その財源を他の公共目的への活用を図ることが市民全体の利益につながる最も有効な活用方法であると考えます。</p> <p>利用調整を行う場合に現状の使用状況を優先するのではなく、全庁的な観点から検討しその地域に真に公共目的として施設等を整備する必要がないと判断すれば、消防用の用地を確定させた上で、行政財産としての用途を廃止し、売却を図ることが適当である。</p>					
<p>(1) ②について</p> <p>当該予定地は、平成 3 年 4 月に団地造成に伴い開発業者から寄附を受け、消防出張所予定地として現在に至っている。現在、当該予定地に消防出張所を建設する必要性はなく、消防局内及び庁内とも利用希望がなかったため、当該土地の取扱いについて売却も含めて検討していた。</p> <p>こうした中、地元の意向や藤の木公民館の駐車場として利用されていたことを踏まえて、市民局生涯学習課から藤の木公民館の駐車場の用地として所管換えをした上で管理していく意向が示されたため、平成 2 6 年 2 月 3 日付けで公民館用地を所管する教育委員会へ所管換えを行った。</p>					
<p>(2) ④について</p> <p>当該予定地は、昭和 5 2 年 7 月に団地造成に伴い開発業者から寄附を受け、消防出張所予定地として現在に至っている。現在、当該予定地に消防出張所を建設する必要性はなく、消防局内及び庁内とも利用希望がなかったため、当該土地の取扱いについて売却も含めて検討していた。</p> <p>こうした中、地元の意向や老人運動広場として利用されていることを踏まえて、安佐北区役所厚生部健康長寿課から老人運動広場の用地として所属替えをした上で管理していく意向が示されたため、平成 2 6 年 1 月 1 日付けで安佐北区役所厚生部健康長寿課へ所属替えを行った。</p>					
<p>(3) ①及び③について</p> <p>平成 2 5 年 3 月 1 5 日付けで対応結果通知済みである。</p>					

平成 2 2 年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表  
( 水 道 局 )

- 1 監査意見公表年月日  
平成 2 3 年 2 月 7 日 ( 広島市監査公表第 7 号 )
- 2 包括外部監査人  
赤羽 克秀
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
平成 2 6 年 3 月 2 5 日 ( 広水財第 1 3 1 号 )
- 4 監査のテーマ  
水道事業における事務の執行及び資産の管理について
- 5 監査の意見及び対応の内容

広島市の水道料金について 給水原価、供給単価の算定方法について ( 所管課：水道局財務課 )	
監 査 の 意 見 の 要 旨	対 応 の 内 容
<p>給水原価は、1 m<sup>3</sup>当たりの水道水の供給に必要な経費である。一般的に、給水原価の算定については、総務省がとりまとめている「地方公営企業年鑑」に掲載されている以下の計算式により算定されている。水道局においても同様の計算式で算定されている。</p> <p style="text-align: center;">給水原価 ( 円 / m<sup>3</sup> ) = [ 経常費用 - ( 受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 ) ] ÷ 年間総有収水量</p> <p>供給単価は、水道水 1 m<sup>3</sup>当たりの水道料金である。 供給単価 ( 円 / m<sup>3</sup> ) = 給水収益 ÷ 年間総有収水量</p> <p>上記の計算式により算定された給水原価には、広島市及び給水エリアである府中町、坂町 ( 以下「広島市等」という。 ) から水道事業に繰り入れられた補助金、負担金 ( 以下「補助金等」という。 ) は考慮されていない。</p> <p>この補助金等は、地方公営企業が、地方公共団体の一般行政事務や本来不採算であって企業ベースに乗らないような事業を企業活動の一環として実施している場合、かかる事業に要する経費については、受益者負担の原則に馴染まない経費であるため、地方公営企業の設置者である地方公共団体が、地方公営企業法第 1 7 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 1 7 条の 3 の規定に基づき、広島市の一般会計や給水エリアである府中町、坂町において負担するために水道事業へ交付されたものである。</p> <p>したがって、補助金等で負担された経費を含んだままの経常費用を用いて算定された給水原価は、受益者が負担すべき原価ではなく、それを供給単価と比較しても、水道料金は適正に算定されているかを判断する指標としての意味をなさない。</p> <p>給水原価と供給単価は、それらを比較することで、水道料金の適正性を判断する指標となるものである。その意義からして、供給単価に対応させる給水原価は、経常費用から補助金等を控除して試算した給水原価の方が適切である。ただし、他の水道事業者においても補助金等を控除していない経常費用により、給水原価を算定している場合の方が多と思われる。</p> <p>これらを考慮すると、これまでの給水原価の算定はこのまま継続し、今後、補助金等を控除した経常費用によって計算した給水原価について、その計算式とその根拠を明示した上で、需要者に追加して情報提供することを提案する。</p>	<p>平成 2 6 年度から平成 2 9 年度までの次期中期経営計画期間中における給水原価及び供給単価の見込額並びに計算式をホームページで平成 2 6 年 3 月 1 8 日に公表した。</p> <p>給水原価及び供給単価の算出に当たっては、従来の総務省方式によるもののほか、より実質的な給水原価及び供給単価となるよう、一般会計等からの補助金等の繰入金等を考慮したものを併記し、経営情報の公開を推進する。</p>